

NPO 法人日本腹膜透析医学会認定医・連携認定医制度規則

第1章 総則

第1条 NPO 法人日本腹膜透析医学会（以下「本学会」という）は、腹膜透析に関連する医学と医療の進歩に即応した優秀な医師の養成をはかるとともに、透析医学の向上発展を促し、国民の福祉に貢献することを目的として、本学会認定医および連携認定医（以下「認定医・連携認定医」という）制度を施行する。

第2章 認定医・連携認定医制度委員会

第2条 本学会は前条の目的を達成するため、認定医・連携認定医制度委員会を置き、認定医・連携認定医制度の実施および改善に関わる審議を行う。

2 認定医・連携認定医制度委員会は、理事長の指名する担当理事および本学会評議員（以下「評議員」という）より構成する。

第3条 理事長は認定医・連携認定医制度委員会および本学会理事会（以下「理事会」という）の議を経て、委員長を本学会の評議員の中から指名し委嘱する。

第4条 認定医・連携認定医制度規則（以下「規則」という）の施行に関して、認定医・連携認定医制度委員会によって決定された事項は、理事会の承認を得て、本学会雑誌「腎と透析 別冊 腹膜透析」およびその他によって会員に公示する。

第5条 理事長は委員会委員にふさわしくない行為があったとき、または特別の事情のあるときは、理事会の議を経て解任することが出来る。

第3章 認定医

第1節 認定医の申請資格

第6条 認定医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。

- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。
- 2) 基本領域専門医資格は問わないが、臨床経験5年以上を有していること。
- 2 一般社団法人日本透析医学会（以下「透析医学会」という）の専門医を有する場合には、以下の条件を満たしていること。
 - 1) 申請時において、本学会の正会員であること。
 - 2) 申請時において、本学会学術集会・総会に過去3回以上参加していること。
 - 3) 腹膜透析に関する発表を過去5年間で1件以上、もしくは論文（基礎的・臨床的研究あるいは症例報告でも可）1編以上の業績があること。（いずれも筆頭者

でなくても可)

- 3 透析医学会の専門医を有さない場合、もしくは連携認定医は以下の4つの条件を満たしていること。
 - 1) 申請時において、本学会の正会員歴3年以上であること。
 - 2) 申請時において、本学会学術集会・総会に過去3回以上参加していること。
 - 3) 申請時において、連携認定医として3年以上の実績があること。
 - 4) 腹膜透析に関する発表を過去5年間で1件以上、もしくは論文(基礎的・臨床的研究あるいは症例報告でも可)1編以上の業績があること。(いずれも筆頭者でなくても可)

第2節 認定医の申請

第7条 認定医の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を認定医・連携認定医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。

- 1) 認定医認定申請書類
- 2) 本学会学術集会・総会の過去3回以上の参加を証明するもの。
- 3) 過去5年間の業績(腹膜透析に関連した1件以上の発表もしくは論文1編以上)を証明するもの。

第3節 認定医の更新および認定医更新の申請

第8条 認定医の更新は、次の各項の資格をすべて満たす者であること。

- 1) 認定医の資格取得後引き続き本学会の正会員であること。
- 2) 認定医の認定証の有効期限の満了する日の前1年以内であること。
- 3) 当該認定期間5年のうちに本学会学術集会・総会に2回以上参加していること。
- 4) 病気、出産、その他止むを得ない事情により所定の回数に満たない場合は、更新の保留を申請する。保留期間は1年単位とし通算2年を限度として、認定期間は有効期限の満了する日に保留期間を加えた年数だけ延期されるが、保留の期間中は認定医を呼称することは出来ない。
- 5) 海外留学のために休会措置を受け所定の単位に満たない場合は、更新の延長を申請する。延長期間は1年単位とし通算4年を限度として、認定期間は有効期限の満了する日に延長期間を加えた年数だけ延期されるが、延長の期間中は認定医を呼称することは出来ない。
- 6) 認定医の更新の審査において適格と判断され、認定医更新者として登録を完了した者であること。

第9条 認定医の更新をする者は、次の各項に定める申請書類等を認定医・連携認定医制度

委員会に提出し、更新申請手数料を納付すること。

- 1) 認定医更新申請書
- 2) 本学会学術集会・総会の参加証明など所定回数を証明するもの

第10条 認定医の認定を申請した者の属する施設の教育責任者は、認定医・連携認定医制度委員会からの要請を受けたとき、その認定医の申請者についての意見書を提出しなければならない。

第4節 認定医の認定および認定医更新の認定

第11条 認定医・連携認定医制度委員会は、毎年1回、認定医認定の申請書類等の審査によって認定医として必要な条件を満たす者を、認定医認定資格者として理事会に推薦する。

第12条 理事長は、認定医・連携認定医制度委員会が認定医として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。

第13条 認定医認定者あるいは認定医更新者と決定した申請者は、決定通知の日付より30日以内に登録料の納付を完了しなければならない。

- 2 理事長は、認定医認定者および認定医更新者名簿への登録を行い、認定医の認定証を交付する。
- 3 認定医認定証の有効期限は、同年度4月1日から5年間とし、終了日は3月31日とする。

第5節 認定医資格の喪失

第14条 認定医は次の各項の理由により、認定医・連携認定医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付し、認定医の資格を辞退したとき。
- 2) 正会員の資格を喪失したとき。
- 3) 認定医の認定証の交付を受けた日から満5年を経て、認定医の更新を受けなかったとき。

第15条 理事長は、認定医としてふさわしくない行為のあったときは、認定医・連携認定医制度委員会および理事会の議により、認定医の認定を取り消すことが出来る。

- 2 認定医の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より30日以内に認定医・連携認定医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。

第16条 認定医・連携認定医制度委員会は、認定医資格喪失の異議申し立てに対して、30日以内に認定医・連携認定医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。

- 2 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための認定医・連携認定医制度委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。
- 3 理事長は、認定医・連携認定医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。

4章 連携認定医

第1節 連携認定医の申請資格

第17条 連携認定医は次の各項の資格を満たす者であること。

- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。
- 2) 基本領域専門資格は問わないが、臨床経験5年以上を有していること。
- 3) 申請時において、本学会の正会員であること。
- 4) 本学会学術集会・総会における腹膜透析基礎セミナーまたは腹膜透析認定指導看護師認定講習会を受講していること。

第2節 連携認定医の申請

第18条 連携認定医の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を認定医・連携認定医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。

- 1) 連携認定医認定申請書
- 2) 本学会学術集会・総会における腹膜透析基礎セミナーまたは腹膜透析認定指導看護師認定講習会の受講を証明するもの。

第3節 連携認定医の更新および連携認定医更新の申請

第19条 連携認定医の更新は、次の各項の資格をすべて満たす者であること。

- 1) 連携認定医の資格取得後引き続き本学会の正会員であること。
- 2) 連携認定医の認定証の有効期限の満了する日の前1年以内であること。
- 3) 当該認定期間5年のうちに本学会学術集会・総会に2回以上参加していること。
- 4) 病気、出産、その他止むを得ない事情により所定の回数に満たない場合は、更新の保留を申請する。保留期間は1年単位とし通算2年を限度として、認定期間は有効期限の満了する日に保留期間を加えた年数だけ延期されるが、保留の期間中は連携認定医を呼称することは出来ない。
- 5) 海外留学のために休会措置を受け所定の単位に満たない場合は、更新の延長を申請する。延長期間は1年単位とし通算4年を限度として、認定期間は有効期

限の満了する日に延長期間を加えた年数だけ延期されるが、延長の期間中は連携認定医を呼称することは出来ない。

- 6) 連携認定医の更新の審査において適格と判断され、連携認定医更新者として登録を完了した者であること。

第20条 連携認定医の更新をする者は、次の各項に定める申請書類等を認定医・連携認定医制度委員会に提出し、更新申請手数料を納付すること。

- 1) 連携認定医更新申請書
- 2) 本学会学術集会・総会の参加証明など所定回数を証明するもの

第21条 連携認定医の認定を申請した者の属する施設の教育責任者は、認定医・連携認定医制度委員会からの要請を受けたとき、その連携認定医の申請者についての意見書を提出しなければならない。

第4節 連携認定医の認定および連携認定医更新の認定

第22条 認定医・連携認定医制度委員会は、毎年1回、連携認定医認定の申請書類等の審査によって連携認定医として必要な条件を満たす者を、連携認定医認定資格者として理事会に推薦する。

第23条 理事長は、認定医・連携認定医制度委員会が連携認定医として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。

第24条 連携認定医認定者あるいは連携認定医更新者と決定した申請者は、決定通知の日付より30日以内に登録料の納付を完了しなければならない。

- 2 理事長は、連携認定医認定者および連携認定医更新者名簿への登録を行い、連携認定医の認定証を交付する。
- 3 連携認定医認定証の有効期限は、同年度4月1日から5年間とし、終了日は3月31日とする。

第5節 連携認定医資格の喪失

第25条 連携認定医は次の各項の理由により、認定医・連携認定医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付し、連携認定医の資格を辞退したとき。
- 2) 正会員の資格を喪失したとき。
- 3) 連携認定医の認定証の交付を受けた日から満5年を経て、連携認定医の更新を受けなかったとき。

第26条 理事長は、連携認定医としてふさわしくない行為のあったときは、認定医・連携認定医制度委員会および理事会の議により、連携認定医の認定を取り消すことが出

来る。

- 2 連携認定医の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より30日以内に認定医・連携認定医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。

第27条 認定医・連携認定医制度委員会は、連携認定医資格喪失の異議申し立てに対して、30日以内に認定医・連携認定医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。

- 2 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための認定医・連携認定医制度委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。
- 3 理事長は、認定医・連携認定医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。

第5章 腹膜透析教育研修医療機関

第1節 腹膜透析教育研修医療機関の申請資格

第28条 腹膜透析教育研修医療機関は次の各項の条件をすべて満たす施設であること。

- 1) 申請時において、本学会の施設会員であること。
- 2) 透析医学会認定施設もしくは入院病床を有する透析医学会教育関連施設であること。
- 3) 原則として維持腹膜透析患者を30名以上常に管理しており、導入例数が平均月1例以上あること。
- 4) 1名以上の本学会の認定医および本学会の腹膜透析認定指導看護師が常勤していること。
- 5) 病院管理者が他の医療機関の教育研修希望者を受け入れる意思があること。
- 6) 地域の医療機関へ腹膜透析の啓蒙活動を年1回以上実施する意思があること。
- 7) 研修受講者に指定した腹膜透析研修カリキュラムを達成させることが出来ること。
- 8) 既に他の寄附講座などによる教育研修事業を行っていないこと。
- 9) 提供される研修内容が大学における通常の教育・研修の一環でないこと。
- 10) 年1回研修成果報告書を提出出来ること。

第2節 腹膜透析教育研修医療機関の申請

第29条 腹膜透析教育研修医療機関の資格認定を申請する診療施設の長は、次の各項に定

める申請書類等を腹膜透析教育研修医療機関 審査委員会に提出する。

- 1) 腹膜透析教育研修医療機関申請書類
- 2) 本学会の認定医および腹膜透析認定指導看護師の勤務に関する施設長の証明書
- 3) 誓約書

第3節 腹膜透析教育研修医療機関更新の申請

第30条 腹膜透析教育研修医療機関認定証の有効期間の満了する日の1年以内で、腹膜透析教育研修医療機関の更新を申請する診療施設長は、次の各項に定める申請書類等を腹膜透析教育研修医療機関 審査委員会に提出する。

- 1) 腹膜透析教育研修医療機関更新申請書類
- 2) 本学会の認定医および腹膜透析認定指導看護師の勤務に関する施設長の証明書
- 3) 誓約書

第4節 腹膜透析教育研修医療機関の認定および腹膜透析教育研修医療機関更新の認定

第31条 腹膜透析教育研修医療機関 審査委員会は、設備・体制・診療の面で疑義が生じ、その必要があると認めた場合、腹膜透析教育研修医療機関認定および腹膜透析教育研修医療機関更新を申請した診療施設について実地調査を行うことが出来る。

第32条 腹膜透析教育研修医療機関 審査委員会は、申請時に、腹膜透析教育研修医療機関認定の申請書類等によって審査を行い、本学会認定施設としてふさわしい診療施設を腹膜透析教育研修医療機関の認定資格施設とし理事会に推薦する。

第33条 理事長は、腹膜透析教育研修医療機関 審査委員会が認定施設として審査した診療施設に対して、本学会学術集会・総会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。

第34条 腹膜透析教育研修医療機関 審査委員会は、申請時に、腹膜透析教育研修医療機関更新の申請書類等によって審査を行い、本学会認定更新施設としてふさわしい診療施設を腹膜透析教育研修医療機関の更新資格施設とし理事会に推薦する。

第35条 理事長は、腹膜透析教育研修医療機関 審査委員会が認定更新施設として審査した診療施設に対して、本学会学術集会・総会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。

第36条 理事長は、腹膜透析教育研修医療機関および腹膜透析教育研修医療機関更新施設名簿への登録を行い、本学会腹膜透析教育研修医療機関認定証を交付する。

- 2 腹膜透析教育研修医療機関認定証の有効期間は、次年度の9月1日から3年間とし、終了日は8月31日とする。

第5節 腹膜透析教育研修医療機関資格の喪失

第37条 腹膜透析教育研修医療機関は次の各項の理由により、腹膜透析教育研修医療機関審査委員会の議を経てその資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付し、腹膜透析教育研修医療機関としての資格を辞退したとき。
- 2) 腹膜透析教育研修医療機関認定証の交付を受けた日から満3年を経て腹膜透析教育研修医療機関の更新を受けなかったとき。

第38条 理事長は、腹膜透析教育研修医療機関として不適当と認められた理由のあったときは、腹膜透析教育研修医療機関審査委員会および理事会の議により、認定施設を取り消すことが出来る。

- 2 腹膜透析教育研修医療機関の資格喪失に不服を生じた場合、その施設の長は決定通知の日付より30日以内に腹膜透析教育研修医療機関審査委員会に異議を申し立てることが出来る。

第39条 腹膜透析教育研修医療機関審査委員会は認定施設資格喪失の異議申し立てに対して、30日以内に腹膜透析教育研修医療機関審査委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。

- 2 異議を申し立てた施設長は、その審議のための腹膜透析教育研修医療機関審査委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。
- 3 理事長は、腹膜透析教育研修医療機関審査委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下し、申し立てた施設長に通知する。

第6章 規則の変更と疑義の処理

第40条 この規則は、認定医・連携認定医制度委員会、規則第5章は腹膜透析教育研修医療機関審査委員会および理事会の議を経て、評議員会の承認を得なければ変更することは出来ない。

第41条 この規則の施行について疑義を生じたときは、該当事項は各当該委員会で処理し、処理困難な事項は、認定医・連携認定医制度委員会および理事会の議により決する。

第7章 罰則

第42条 罰則は次の各項に定めるものとする。

- 1) 認定医または連携認定医が不正行為による資格取得など認定医・連携認定医制度への信用を著しく傷つける行為をした場合、認定医または連携認定医の認定の取り消し、または期限付きでの資格の停止をすることが出来る。
- 2) 非認定医または非連携認定医が不正に認定医または連携認定医申請を行った場

合や認定医または連携認定医を広告などで名乗った場合は、認定医または連携認定医の申請資格の喪失、期限付きでの申請資格の停止が出来る。

- 3) 上記1) 2) の事例で、認定施設において責務があった場合は腹膜透析教育研修医療機関の取り消し、または期限付きでの認定の停止をすることが出来る。
- 4) 罰則に不服を生じた者は、決定通知の日付より30日以内に1) 2) は認定医・連携認定医制度委員会、3) は腹膜透析教育研修医療機関 審査委員会に異議を申し立てることが出来る。
- 5) 1) 2) は認定医・連携認定医制度委員会および理事会の議により執行することが出来る。
- 6) 3) は腹膜透析教育研修医療機関 審査委員会および理事会の議により執行することが出来る。

第8章 補則

第43条 この規則を改正する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規則は、令和2年9月18日理事会、評議員会で承認

令和2年9月19日から適用する。

今後3年毎に規則を見直すこととする。

付帯

- 1) 移行措置として本学会の認定医・連携認定医制度が発足する時点において、透析医学会の専門医を有する本学会の評議員は認定医の資格を有することが出来る。
- 2) 移行措置として発足後3年間は、過去の本学会学術集会・総会の参加は可能な限り証明することとする。
- 3) 2020年9月1日以降の腹膜透析教育研修医療機関は、腹膜透析認定指導看護師と連携認定医の教育研修施設とする。
- 4) 連携認定医は可能な限り、腹膜透析教育研修医療機関で研修を行うこととする。